

# くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2017年12月 第171号

発行：くらしの相談センター  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823  
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ  
ご存知ですか

## 訪問購入 押し買いに気を付けて

国民生活センターは以下のように入会ドバイス

業者が突然訪問し、貴金属を強引に買い取られた。いま、全国の消費者センターに「訪問購入(押し買い)」の相談がたくさん寄せられています。訪問購入とは、業者が古着や貴金属を自宅に買い取りに来るものです。このような訪問購入は、特定商取引法に該当し、事前の連絡もなく突然訪問することなどは違法です。又契約後、期間内にクーリングオフすることもできます。

「いらぬ古着などはないか」と電話があり古着や食器を売るつもりで準備していたら購入業者は、貴金属の指輪、ネックレス、宝石などはありませんかと強引に持ちかけ安価で買い取られてしまったという相談が寄せられています。

国民生活センターでは突然の訪問購入は違法です。書面でしっかり確認。

- ① 突然訪問してきた購入業者は家に入れない。
- ② 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたらきっぱり断る。
- ③ 購入業者から交付された書面をしっかりと確認する。
- ④ クーリングオフ期間内は購入業者に物品の引き渡しを拒むことが出来る。

### クーリングオフとは

品物や書面を受け取った日から8日以内の書面で通知を出すことにより契約を解除すること出来る制度。

押し買いお断り!



### 相談事例 (その147)

## 任意後見人を追加する 契約もできます

Aさん(80代・独身男性)は川崎区の高齢者賃貸住宅で一人暮らしをしていました。入居時、職場の後輩であるBさん(60代男性)に身元引受人を頼みました。Aさんには貯金もあり、年金も比較的多く支給されているので経済的な不安はないのですが、高齢で身寄りがなく病気がちです。そんなAさんを心配してBさんが相談センターに見えたのが一昨年。その時、所長は

「公証役場に行つて任意後見契約を結ぶと安心ですよ」とアドバイスしました。二人はかつて職場の先輩・後輩で仲が良く、信頼し合っていたので、AさんはBさんに「俺が認知症になったらよろしく」と後見人になってくれるよう頼み、任意後見契約を結びました。それからわずか1年後、Aさんは入院してしまいました。Bさんは身元保証人として、

献身的にAさん

度相談センターに見えました。行政手続きや金融機関での複雑な手続きは、経験豊富で行動力のある宮原春夫所長の得意とするところです。

さっそく公証役場の公証人にAさんの病室まで出張してもらい、所長自らがギリギリのタイミングでAさんの任意後見人になる追加契約をしました。それからはトントン拍子です。銀行でキャッシュカード更新の手続きを済ませ、入院費用を全て清算して退院手続きをしました。退院するとすぐグループホームの入居手続きをし、入所しました。既にAさんは一人暮らしが困難になっていたからです。そして業者を手配し高齢者賃貸住宅の家財道具を処分し、住んでいた賃貸住宅を11月下旬住宅供給公社に明け渡しました。「自分一人ではとてもこんな複雑なことできなかった」とBさんも喜んでくれました。

任意後見契約、役所や金融機関での手続き等で、わからないことがあったら相談センターにご相談ください。

### 読者の ひろば

### 絵手紙



我が家の山茶花

四谷上町 佐野セイさんの作品

をいざ銀行や役所で代行手続きする段階となると、その方法がわかりません。窓口で公正証書を持参しても、何をどう説明しても、いいかわからず、途中で暮れて9月中旬、再

## かながわ生活相談ネットワークがセミナーを開催

11月22日午後、横浜市神奈川区内で「生活相談活動から憲法25条を守るたかひ」と題し、全生連神奈川事務局長の関美恵子さんが講演しました。関さんは「よろず相談、即実行」をモットーとして活動し、横浜南区で貧困者を中心とする地域住民組織「生活と健康を守る会」を立ち上げ、相談活動のつらえ方として、相談者の世帯

の生活を丸ごと見ていくことに徹して仲間の輪を広げてきました。

生活保護を受けなくていい人が受けることを濫給(らんきゅう)、不正受給といい、いずれも良くないことだが憲法違反ではありません。しかし「受けるべき人が受けられなくなることを漏給というがこれは憲法違反だ」と言つて職員教育している東京都の係長の言葉为例に出しメデアの異常な不正受給パッシングの狙いを明らかにしました。

## 年末パーティーのご案内

今年も、お世話になりました。感謝の気持ちを込めて……

### 2017年くらしの相談センター 年末パーティー

2017年12月10日(日)  
開場 午後1時45分 開宴2時  
東海道のわさき宿交流館  
会費 1,500円

今年も参加します。



主催 くらしの相談センター 044-246-6823

「忘年会、私は一度もないわ!」ぽつりと言われた一言がきっかけで始まった年末パーティー、今年もやります。

